

令和2年度 第1回道志村総合教育会議 議事録

日 時 令和3年2月24日(水) 開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時00分

場 所 水源の郷やまゆりセンター 1階会議室

出席者 (村 長) 長田 富也
(教 育 長) 佐藤 文泰
(教育委員) 職務代理者 佐藤 富治 教育委員 渡辺江利子
教育委員 山口 孝俊 教育委員 村田 幸家
(説 明 者) 教育課長 山口 かおり
(事 務 局) ふるさと振興課長 菅谷 克士 政策GL 水越 実

会議次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 道志村教育大綱の策定について
 - (2) 令和3年度 教育方針について
 - (3) 令和3年度 教育予算方針について
 - (4) その他
4. その他
5. 閉会

(議事録)

午後 1 時 30 分 開会

○ ふるさと振興課長

それでは定刻になりましたので、令和 2 年度第 1 回道志村総合教育会議を開催いたします。

私は、本日進行を務めさせていただきます、ふるさと振興課長の菅谷です。よろしくお願いいたします。また、本日は説明者として教育課長をお願いしております。それでは、お手元にお配りしております、次第により進めさせていただきます。会議に先立ちまして、長田村長からご挨拶を申し上げます。長田村長、よろしくお願いいたします。

○ 村長あいさつ

本日は、第 1 回道志村総合教育会議を開催したところ、大変、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本村の教育行政の推進に大変なご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この総合教育会議は、国の法律により、村と教育委員会が、教育大綱や重点的な教育施策の方向性を協議する場として定めています。平成 27 年度から施行された制度でございます。

本日は、現「道志村教育大綱」の策定期間が今年度末で終了することから、「教育大綱の策定について」ご審議いただく予定となっております。この教育大綱は、教育委員会と道志村が協議する中で、今後の本村の教育の目標や施策の方針を定める大変重要な計画です。併せて、「令和 3 年度教育方針」と「令和 3 年度教育予算方針」について提案させていただきますので、委員の皆さまの忌憚のないご意見をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症ですが、現在 10 都府県に緊急事態宣言が発令されており、未だ感染拡大が収まらない状況が続いています。本村においても、感染拡大防止のため、各種イベントの中止や施設の休館等をするほか、米やマスク・アルコール消毒液の全戸配布、水源の郷地域活性化商品券事業などを実施してまいりました。学校においては、臨時休業や 3 密を避けるための取組としてエアコンが設置されていなかった小中学校の特別教室のエアコン増設工事、水道の蛇口の自動水洗化、マスクの配布等、様々な感染症防止対策を講じて参りました。おかげさまで村民の感染者は確認されておりませんが、全国的には収束には至っておらず、今後も引き続き、基本的な感染防止対策の他、新しい生活様式の徹底など村民皆様のご協力を求めていきたいと思っております。

また、今後も未来を担う子供たちの為に、村と教育委員会が一体となって教育行政を進めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

○ ふるさと振興課長

ありがとうございました。それでは、これより議事に移りますが、議長につきましては、村長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 議長 (村長)

それでは、ただ今より議事進行役を務めさせていただきます。議事の前に本日の議事録

に署名する委員の指名を行います。会議録の署名は、佐藤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（村長）

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、「(1) 道志村教育大綱の策定について」、「(2) 令和3年度 教育方針について」及び「(3) 令和3年度 教育予算方針について」でございます。

はじめの議題として、(1) 道志村教育大綱の策定についての協議をいたします。説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

教育課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、議題(1) 道志村教育大綱の策定につきまして、説明させていただきますが、事前に配布させていただいておりますので、内容を掻い摘んで説明いたします。3 ページの目次をご覧ください。「第1章 大綱策定の基本的な考え方」として、策定の趣旨や大綱の位置付け、計画期間などについて触れており、「第2章 教育を取り巻く社会状況」では、人口減少と少子高齢化の進展をはじめとした7つの項目を記載しております。「第3章 本村教育の現状と課題」につきまして、学校教育の充実、生涯学習・スポーツの振興、歴史・文化の振興の3点について掲げております。続いて、「第4章 本村教育の目指すべき方向」として、基本理念と基本目標を掲げ、第5章に3つの基本目標について、政策の方向や施策内容について示しております。最後に第6章では、計画の評価・見直しについて掲げております。

前大綱と大きく変わった点として、前大綱では、「第1章 大綱策定の基本的な考え方」、「第3章 本村教育の現状と課題」、「第4章 本村教育の目指すべき方向」が主な内容でしたが、今大綱につきましては、「第2章 教育を取り巻く社会状況」について触れるとともに、「第5章 政策の具体的方向」として政策の目標値を追加させていただいたことが、大きく変わったところとなります。

参考文献として、最終ページをご覧くださいなのですが、国の教育振興基本計画、科学技術基本計画、また、山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）、道志村総合計画を参考に策定させていただきました。

5ページをご覧ください。大綱（計画）の位置付けですが、この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本村の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で、村長と教育委員が協議を行ったうえで村長が定めるものです。また、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本村教育振興の基本計画にも位置付けることとします。前大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に基づき策定していたところですが、本大綱については、教育基本法の努力義務も包含して策定しております。

計画の期間につきましては、道志村総合計画の後期の期間に合わせ、令和3年度を初年

度とし令和7年度を目標年度とする5年間といたします。

「第3章 本村教育の現状と課題」につきましては、学校教育の充実として、少子高齢化への対応、地域と学校の連携、確かな学力の習得、小規模校の特色を生かす取組について示しております。生涯学習・スポーツの振興、歴史・文化の振興につきましては、以下のとおり本村の現状と課題について記載しております。

「第4章 本村教育の目指すべき方向」をご覧ください。平成28年3月に策定した道志村教育大綱では、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、「ひとが輝くどうし 互いに育てよう生き抜く力」を基本理念として計画を推進してきました。今期策定の道志村教育大綱（道志村教育振興基本計画）の策定に当たっては、前大綱の基本理念を引き継ぐことといたしました。基本目標は、「Ⅰ 社会で生きる力を育む学校教育の推進」、「Ⅱ 生涯健康で学びの場のある環境づくり」、「Ⅲ 豊かな人生を送るための歴史・文化の振興」の3つを掲げております。また、基本方針として、「基本理念と基本目標を達成するための6つの基本方針」を立て、その下に基本方針に沿った14の施策を掲げております。施策の実施と評価につきましては、PDCAに基づきまして、評価・改善をしたいと考えております。

16ページの基本目標をご覧ください。基本理念の実現を目指し、本村ならではの特色あふれる教育施策を積極的に推進するため、その教育振興に向けた3つの基本目標と6つの基本方針を次のとおり設定します。（以下、16ページ基本目標と基本方針を読み上げ）

「第5章 政策の具体的方向」ですが、「基本目標Ⅰ 社会で生きる力を育む学校教育の推進」を例にとって説明いたします。3つ基本方針を掲げておりますが、ここでは、「基本方針1 学校・家庭・地域の連携した教育を推進します」とし、政策の方向として、以下のとおり2つの方向性を記述しております。また、施策の内容として、(1)学校・家庭・地域との連携・協働の推進と、(2)小中連携教育の推進の2つの施策項目を掲げ、右欄の施策の概要で主な取組を記載しており、(1)学校・家庭・地域との連携・協働の推進の中には、4つの取組を示しているというような構成となっております。

最後に、目標となる指標については、2つの指標を掲げさせていただき、令和2年度の現況値と令和7年度の目標値をそれぞれ示し、目標値の達成に向け取組を進めていくという形で計画を立てさせていただきました。

事前に資料を送付させていただいておりますので、全体の説明は省略させていただきますが、道志村教育大綱の策定についての説明は以上でございます。

○ 議長（村長）

ただ今、教育課長から道志村教育大綱の策定についての説明がありましたが、このことについて何かご質問等がございますか。

○ 各委員

なし

○ 議長（村長）

それでは、道志村教育大綱の策定については、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。
(異議なし)

○ 議長 (村長)

それでは、案のとおり決定いたします。

引き続きまして、議題(2)令和3年度教育方針について協議します。それでは、説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

続きまして、第2号議案の令和3年度教育方針について説明いたします。教育方針については、学校教育の指針と社会教育の指針の2本立てとなっておりますので、併せて説明いたします。

まず、「道志村の学校教育の指針(案)」についてご説明いたします。なお、当該指針は、参考文献として、山梨県学校教育指導重点を主な参考とさせていただき、学習指導要領、山梨県教育振興基本計画、道志村総合計画、道志村教育大綱、道志小・中学校教育課程を参考としています。

なお、6つの大きな項目を立てているのですが、山梨県の学校教育指導重点から5つの項目を定めており、6つめの項目は道志村ならではのものとしています。

1. 確かな学力の育成のうち、主な取組の3つ目でICTについて触れているのですが、本村では小中学校で電子黒板を導入していることから、村ならではの取組として、電子黒板の文言を追加しています。また、次の項目に「小規模校の特色を生かし、」という文言を追加させていただきました。

3. 健やかな体の育成のうち、主な取組の5つ目である食育と地産地消の推進、6つ目のオリンピック・パラリンピックについては、本村ならではの項目となります。オリンピック・パラリンピックにつきましては、開催について不安なところもありますが、動向を注視していかなければならないところですが、今のところ進めていきたいと考えております。

4. グローバルに活躍する人材の育成については、主な取組の2つ目、「横浜市の小・中学校や関係機関との交流を通して、水源地としての役割を学ぶとともに、道志村の魅力を認識し郷土愛を育成する。」とあるのが、本村ならではの項目でございます。

6. 小中学校連携事業の推進につきましては、県の指導重点にはない、本村ならではの項目となります。

続きまして、「令和3年度道志村の社会教育の指針(案)」について説明いたします。4つの柱からなる構成となっており、1. 多様な学習機会の提供、2. スポーツの振興、3. 文化芸術に親しむ機会の充実、4. 文化財の保存伝承の4つの指針を掲げております。学校教育の指針及び社会教育の指針については、第1号議案で承認いただいた道志村教育大綱と連動したものとなっております。以上で説明は終わります。

○ 議長 (村長)

ただ今、教育課長から「令和3年度教育方針」についての説明がございましたが、このことについて何かご質問・ご意見等はございますか。

○ 各委員

なし

○ 議長（村長）

それでは、「令和3年度教育方針」については、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

引き続きまして、議題（3）令和3年度教育予算方針について協議します。それでは、説明者である教育課長より説明を求めます。

○ 教育課長

令和3年度教育予算方針についてご説明します。こちらについては、事前の資料配布をしておりませんでしたので、読み上げる形で説明いたします。

大きく分けて3つあり、①学校教育関係、②社会教育関係、③保護者の経済的負担軽減関係について、それぞれ予算方針がございます。

（学校教育関係、社会教育関係、保護者の経済的負担軽減関係について資料読み上げ）

以上が、令和3年度教育予算方針とさせていただきます。

○ 議長（村長）

ただいま、教育課長から「令和3年度教育予算方針」についての説明がございましたが、何かご質問やご意見等はございますか。

○ 各委員

なし

○ 議長（村長）

それでは、「令和3年度教育予算方針」については、本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 議長（村長）

それでは、案のとおり決定いたします。

続いて（4）その他として、何かございますか。

○ 事務局

事務局からはありません。

○ 各委員

委員からもありません。

○ 議長（村長）

それでは、本日の議事は終了したいと思います。令和3年度は、道志村教育大綱に沿って、教育行政を進めていくこととなりますが、よろしく願いいたします。また、皆様方には、会議運営につきまして、ご協力を賜りましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

○ ふるさと振興課長

ありがとうございました。それでは議事を終了したということで、4その他ですが、皆様方から、何かございましたらお願いいたします。

(なし)

○ ふるさと振興課長

それでは、以上を持ちまして令和2年度第1回道志村総合教育会議を閉会いたします。

閉会 午後3時00分